

5川健障計第380号
令和5年9月25日

各指定特定相談支援事業所 管理者 様

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
障害福祉課長

サービス等利用計画等の様式の一部改正について（通知）

日頃より、本市の障害保健福祉行政に御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、令和3年3月31日付障障発 0331 第7号「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組みについて」（厚生労働省課長通知、別添1）において、「対象者の状況等に応じた適切な頻度でモニタリングを行うことにより、計画相談支援等の質が向上するよう、標準期間をより短くすることを検討すべき場合の視点及びその具体的な対象者像を示す等の運用改善を行う。」とされています。

また、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（事務処理要領 令和5年4月版）（別添2）において、頻回なモニタリングを行うことでより効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるケースについて、具体例が示されております。

以上の通知等に基づき、以前からモニタリング期間につきましては画一的に実施標準期間で決定することなく、柔軟な運用をお願いしているところですが、この度、モニタリング期間の設定理由を明確にするため、サービス等利用計画の記載内容について、次のとおり様式を一部改正いたしましたので、御活用をお願いします。

1 改正箇所

様式1-1及び様式2-1について、【モニタリング期間を標準以外とする理由】を記載する欄を加える。

2 改正理由

モニタリング頻度が標準期間以外であった場合に、その期間の設定理由を明確にするため。

3 運用開始時期 令和5年10月1日

問合せ

障害計画課地域支援担当 坂井 中村
電話 044-200-0871

障害福祉課給付担当 大熊 外山
電話 044-200-0873